

令和 7 年 9 月 3 0 日
文 部 科 学 省
総合教育政策局教育人材政策課

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令案」について、令和 7 年 8 月 15 日から令和 7 年 9 月 13 日までの期間、電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 21 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

主な意見の概要	文部科学省の考え方
教員免許を持つ者の国籍がわかりにくくなるのではないか。そうであれば、その旨を広報すべきではないか。	これまでも、日本国籍を有しない者についてはその国籍を免許状に記載することとしていたところ、今回の改正によって一部の地域についても同様に免許状に記載できることとしました。そのため、日本国籍を有しない者の免許状には、改正後も引き続き国籍・地域が記載されるため、国籍等がわかりにくくなることはないと考えております。
幼育保育を受ける側、介護を受ける側の権利が大事であり、そこを無視してはいけない。	頂いたご意見は今後の政策立案の参考にさせていただきます。
必要単位数を減らすことで、能力の低い教員を育成することになりかねない。 それよりも、業務の削減、時間外手当の厳格な支給、法令どおりの休憩時間、若者がやってみたいと思う環境を整備することが先決である。	頂いたご意見は今後の政策立案の参考にさせていただきます。なお、幼保特例については、保育士等としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減するものです。
その他制度の運用及び教員に関するご意見。	今回の改正に直接の関係はございませんが、今後の参考とさせていただきます。